

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

NPO法人だれにも音楽祭

施設名等

名 称：	菊水学園
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	松本 孝一郎
定 員：	80名
所 在 地：	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5-9-12
T E L：	096-364-0811

実施調査日

平成25年9月25日（水）～10月31日（木）

総評

特に評価が高い点

- ・菊水学園は創設以来70年目を迎える伝統ある園で、平成24年度には国立大学への進学者を出し、職員の思いと子ども自身の努力が実を結んでいます。スポーツ面では、学校の部活とは違う全員参加のスポーツ活動を通して、対人関係を身につけることを第一に取り組んでいます。その結果、男女各棟に優勝カップ・優勝旗が数多く飾られ、男子はサッカーで2年連続県内優勝、女子はバレーボールで第14回九州大会優勝を果たすなどその成果が上がっています。
- ・職員は子ども達の背景にある様々な事情をふまえ、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりに向き合い、会話や触れ合いを大事に支援しています。心理療法担当職員を配置し、心理的ケアが必要な子どもへの対応がなされています。
- ・施設の部屋、庭・グラウンドに到るまで隅々まで掃除が行き届いて、子ども達が笑顔で行き交い、生活に集中できる環境が整っています。
- ・施設内の3棟の耐震化工事が、平成25年度中に完了します。

改善が求められる点

・職員教育・研修に関する基本姿勢を明示し、一人一人の職員の仕事上での役割や性質、将来への希望等を勘案し、その基本姿勢に添った研修計画に基づき、毎年の客観的な人事考課を元に研修計画の評価・見直しが行われることが望ましいと考えられます。

・人事管理の体制整備で、施設の社会的役割を果たすべく求められる職員像を表明すると共に、職員の職務内容に応じて客観性・透明性・公平性が保たれる職務遂行能力を測る基準をまず明確にし、人事管理体制の中で定期的に人事考課が行われることが望ましいと考えられます。また、実習生の受け入れに関しては受け入れる意義・方針を明文化すると共に、受け入れマニュアルを整備し施設内に実習指導者を育成し、独自の实習プログラムの整備と実習終了後の評価が行われることが期待されます。養護施設の全国的な就業状況には厳しいものがありますが、ワーク・ライフ・バランスの観点から、一歩でも前進しようとする姿勢が求められます。

・70年の歳月をかけて培って来られた養護ノウハウという貴重な財産を、文書化・マニュアル化し、部内だけでなく社会の財産として共有化・一般化されることが望まれます。

・今回集約された子どもアンケートの要望のいくつかの点については、課題の多様性もさることながら、相互理解を深めること自体が職員の専門性を高めることと思われまます。

・ボランティアなど社会資源の活用については、施設の特異性・専門性もありますが、「社会全体が園を理解し支える」本来の姿を目指し、ボランティアの種別・内容について、施設側からの選択とアプローチも期待されます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回初めて第三者評価を受けるに当たり、準備の段階から更なるマニュアル化の必要性を痛感していました。日々の処遇に追われる最近の現場では、先輩職員が新しい職員に教える時間がなかなかとれにくくなってきていて、時間のあるときに読めるマニュアルの必要性を感じ、取り組みを始めていたところでした。正直、ここまで必要なのだと言うことが今回解り、大変良かったと思っています。これまでの職員の経験に頼っていたものを、マニュアル化することにより自分の仕事を客観的に見つめることも可能になり、別にご指摘を頂いております、人事考課にも十分役立てていけるのではないのかと思っています。児童のアンケートからの生の声に対しましても職員にフィードバックし、全職員による共通認識と処遇のスタンダード化に向けてこれからも努力していきたいと思っています。

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
子どもの力を信じて見守るといった姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>・社会生活を営む上で必要な知識やルールを、施設内の日々の生活の中で自然と身につくように丁寧に対応されています。子ども達一人ひとりの背景や状況を把握した上で場面に応じた言葉かけをするよう努められています。園内保育所があり、年長児は近隣の幼稚園に通園しています。地区の子供会の行事等にも積極的に参加して、ゆとりを持って子どもと接する為にも、特に朝夕の忙しい時間帯の職員配置数や有効なボランティアの受け入れ等の検討が望まれます。</p>	
(2) 食生活	第三者 評価結果
食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活	
衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活	
居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>・年齢や個人差、身体の状態に配慮した食事の提供がされています。ホームごとにテーブルに着き、職員と会話しながら食事を楽しんでいる子ども達の姿があります。休日を利用して職員と外食をしたり、テーブルマナーを学ぶ機会も設けてあります。年齢にふさわしい清潔な服装を着用し、洗濯も発達段階に応じて自分で出来るよう取り組まれており、収納も個々のスペースにきちんと整理されています。生活の場としてリビングや、年齢や個々の状況に応じた個室が確保されています。中庭や食堂・トイレ・浴場・洗面場等の共有スペースも毎日職員と子ども達により綺麗に清掃されています。子ども達の社会生活経験を育むためにも、衣類の購買や食材の買い物・調理等の機会増が期待されます。</p>	

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育	
子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴やシャワーは、個人の状況に応じて利用できます。近隣の医療関係機関との連携もあり、受診や服薬については、担当者全員が通院記録やお薬手帳等で把握できるようになっています。感染症や食中毒のマニュアルに関しては、再度職員全員に周知徹底を図られる事が望まれます。医療や健康に関する学習や性課題については、職員研修・学習プログラム等の作成等も含めた取り組みが今後の課題と言えます。 	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	b
主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが主体的に余暇を過ごすことが出来るように、学校の部活動をはじめ施設のスポーツ活動や地域の行事等の参加を積極的に支援しています。小遣いは学年で段階的に金額が設定されており、小遣い帳や通帳を使用して金銭の自己管理が出来るよう取り組まれています。写真の管理は子ども自身に任せてあり、アルバムの管理や保管についてはいつでも自分の成長を振り返ることが出来るように、より適切な方策が望まれます。 	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校と連携して子どもと話し合いながら、就職や将来を見据えた上で志望する高校を選択出来るよう学習支援されています。希望があればアルバイトや運転免許取得に柔軟に対応できる環境は整えられています。職場体験や実習先の開拓や資格取得の支援は在学する学校に依存しています。平成24年度は国立大学への進学者を輩出し、積年のノウハウが実を結んでいます。 	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>・子どもの気持ちに寄り添い、どんなことがあっても子どもを受け入れる姿勢を示して、その後の対応を取るよう努めています。問題状況の対応は担当職員から管理者へ相談、ケース会議や職員会議で協議し、職員間で情報の共有を図られています。心理的ケアの必要な子どもには、自立支援計画に基づき担当職員と心理療法担当職員が連携し、支援しています。子どもの要望を把握し、共に考え改善して行く過程こそ大切と思われます。</p>	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>・子どもの措置変更にあたっては、児童相談所等の関係機関と行われるケース会議等の協議のうえ検討されています。措置継続や延長に関しては子どもにとっての最善の選択がなされ自立に向けた取り組みが行われるよう支援されています。退所児童からの相談は、記録はありませんが、必要に応じて他の資源と連携を取り合いながら対応されています。</p>	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
(2) 家族に対する支援	
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>・家族とのつながりについては、家庭支援専門相談員(FSW)を積極的に活用するため管理規程に役割を明示して配置しています。入所依頼の早期から児童相談所とFSWを中心とするケース会議で協議の上、訪問・面会等により信頼関係を構築しています。面会・外出一時帰宅については子供の意向を把握し、実施後の聞き取りや様子を観察し支援しています。また学校・施設・地域の情報を家族に随時提供し、親子関係の継続や修復に取り組んでいます。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	a
アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録については、統一された様式により、自立支援計画の実施と結果が具体的に記入されていますが、職員参画による計画の見直しには、書き方に差異を生じないための記録要領を策定されることを期待します。 ・記録の管理については、個人情報保護と文書管理の観点から関係書類には保護すべきレベルが極めて高い情報が含まれているため、個人情報保護規程と文書管理規程の体系的な整備を職員参画により取り組まれることを期待します。 	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの出生や生い立ちの告知については、特に高い専門知識を必要とし心理療法担当職員を専門職として配置しており、児童相談所、F S W等と連携したケース会議により、個別の事情に応じて専門的に告知のタイミングや内容について慎重に対応し、告知後は見守りや相談等で積極的なフォローがなされています。 ・子どものプライバシー保護については、職員の基本的知識や職務倫理により個々に対応しており、保護マニュアル整備による統一された支援の確立を期待します。 	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	a
(6) 被措置児童等虐待対応	
いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重	
様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決については、改善課題の有効な把握手段として位置づけ、関係者に周知を徹底し機能を向上させています。苦情は平成24年度事業報告書で3件公表され、平成25年度には従前の規定全部を改正し、積極的に体制の充実を図っています。アンケートでは複数の相談に対応した職員名が記され、言葉かけなどの日常の継続的な支援により子どもと職員の信頼関係の高さがうかがわれます。意見や提案についても職員間で情報共有し子供に丁寧に説明されています。 	

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の為、関係職員の会議が毎週実施されています。避難訓練も定期的実施され、備蓄食料も確保されています。AEDも完備されています。 ・消防署と連携し、定期的に全員が救命救急講習を受けられるよう期待します。全ての事故防止対策の根幹として、ヒヤリハットを作成し全職員で共有し、安全対策に努められることを期待します。 	

6 関係機関連携・地域支援

		第三者 評価結果
(1) 関係機関等の連携	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	b
(2) 地域との交流	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会等に、主任児童委員として施設長が積極的に参加し、学校・PTAの行事に関しても連携が取られています。 ・わらび狩り・餅つき・夜市・散髪等、各種団体のボランティアを受け入れ子ども達にも喜ばれていますが、ボランティア活動時の不測の事態も想定したボランティア受け入れマニュアル作成が望まれます。 		

7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・ 職員の資質向上に向けた教育・研修では、年度の初めに立案される年度別の研修計画のなかで指導員研修・保育士会研修・給食担当者会・心理部会・書記会・施設長会等の研修が計画され、それぞれの研修に参加する職員が選抜されています。特に近年の虐待で入所する子どもが増える中で、運営理念や基本方針で掲げられている、対人関係を良好に保つためのコミュニケーション能力の向上が図られています。
- ・ 職員一人一人の教育・研修では、児童指導員は子どもたちの毎日の日課に沿って寝食を共にしながら養育・支援を行う母親役の職員であることから、退職を迎える場合など子どもに不安を与えないように、事前に新たに配属される職員が引継ぎを受けたり、また毎年度の研修計画の中に必要と思われる職員が決定されています。
- ・ 研修成果の報告については、九州児童福祉施設職員研修会等をはじめ、九社連児童養護施設協議会などの研修会の結果を、研修報告としての文書を作成すると共に、職員会議等で関係する職員間で知識を共有する取り組みが行われています。
- ・ スーパービジョンの体制の確立に向けて、職員一人一人の援助技術の向上を目指して、子どもの問題を担当職員が一人で抱え込むことが無いように、常に2名の職員が相談協力し合いながら養育・支援を行えるような体制と、随時発生した問題を施設長へ相談しすばやく対処する関係作りが行われています。
- ・ 職員の資質向上に関しての改善が求められる点としては、施設の社会的な役割を果たすために必要な職員を育成するための教育・研修に関する基本姿勢を明示し、一人一人の職員の仕事上での役割や性質、将来への希望等を勘案し、その基本姿勢に添った研修計画に基づき、毎年の客観的な人事考課を元に研修計画の評価・見直しが行われることが望ましいと考えられます。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・施設の理念としては、児童福祉法に則り「個々の子どもが豊かにたくましく成長できるように安全で安定した生活環境を用意し児童の処遇に力を入れ、自立に向けた指導を行う。また、職員の資質向上に努め、地域に対する子育て支援を行う」という理念を掲げられ、1.健康の増進、2.個性の伸長、3.学習意欲の高揚、4.情操教育の充実、5.生活環境の美化を基本方針として、事業報告やパンフレットに記載されると共に職員会議等で周知に努められています。特に男女各棟に優勝カップ、優勝旗が数多く飾られていて、男女共にスポーツ活動に力を注ぎ、男子はサッカーで2年連続県内優勝、女子はバレーボールで九州優勝を果たすなどの成果を発揮されて、スポーツ活動から子ども達の間関係構築の能力を伸ばしたいという方針が実現されています。また建物から各部屋、庭・グラウンドに到るまで隅々まで掃除が行き届いていて、子ども達が笑顔で挨拶を交わすなど、環境面の配慮が生活面に反映されていると感じられます。
- ・中・長期計画では、運営理念や基本方針を具体化する中、経営面で施設整備計画が作成されています。施設の養育・支援に関する中長期計画は文書化されていませんが、事業環境の流れである地域小規模児童養護施設や家庭的養護への移行を十分に視野に入れたビジョンが明確であり、職員にもその方向性が周知されています。
- ・各年度の事業計画では、年度ごとの運営方針が決定され、職員の資質向上、小規模グループケア・グループホームへの推進、児童の家庭環境の調整、地域に対する子育て支援等。児童への処遇方針として年度目標、年度計画、学習指導計画、団体活動、健康増進、音楽活動、安全管理と運営理念・基本方針に則り多岐にわたる年度計画が文書化されています。さらに年度の方針に基づいた年間行動計画が行事毎に作成され、各担当者が割り振られて、前年度の各行事の実施計画書の反省と課題が反映されて本年度の事業計画が作成されるというPDCAサイクルが活用されています。
- ・作成された年間行動計画は職員会議で検討されて職員間で共有され、子どもたちへの周知では毎週金曜日に行われる部屋ごとの家族会議にて説明された後、さらに行事の前日には詳細な内容が職員から子どもたちへ説明がなされています。
- ・本項目において改善が求められる点としては、措置施設と言う行政指導下であり制度の移り変わりに応じた独自の中・長期事業計画の立案は難しい面もありますが、社会における養護施設の役割や重要性を職員と共に共有できるような、子ども達の処遇や職員の教育研修における中・長期の事業計画が作成されることが期待されます。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
(4) 経営状況の把握	
施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・施設長は自らの役割と責任を組織図、職務分担表で明確にし職員会議等で職員へ説明がなされています。さらに施設長、書記、児童指導員、保育士、個別対応職員、心理担当職員等の役割が職務分掌に規定され、管理規定の中で職員への周知が図られています。
- ・施設長は遵守すべき法令等の規定を明確にし、個人情報の取り扱いについては子どもの写真や子どものあらゆる情報が外部へ漏れることがないように、施設と職員との間で守秘義務契約書を取り交わし、勤続中及び退職後においてもいかなる情報の漏洩がなされないよう取り組まれています。今後は更に、個人情報保護やプライバシー保護等に関する取り扱いや管理に関わる規程をマニュアル化し運用されることが期待されます。
- ・施設長は施設の養育・支援の質の向上に意欲を持ち、職員に求める人材像や役割、職員自身に持って欲しい使命感や養護施設の方向性についても積極的に研修会等へ参加し、その知り得た知識を職員全体で共有すべく職員会議等でわかり易く説明しています。
- ・施設長は、養護を必要とする子どもの状況の変化や今後の事業環境の変化にも対応可能な経営や業務の効率化と改善を行っています。
- ・施設長は施設運営を取り巻く環境や社会的要望を的確に把握する為に、市の契約事業として子育て中の親の支援を行うショートステイやトワイライトステイを積極的に実施し年間70名の子どもの受け入れを行うことで養育・支援のニーズや潜在的な保護を要する子どもに関するデータの収集に努めています。
- ・また運営状況の把握については年2回行われる市・県の児童相談所や養護施設協議会との意見交換や連携を計り里親制度の積極的な活用に伴って減少している乳児院からの受け入れの対処すべき事柄を職員会議等で説明し検討する場を設けています。
- ・外部監査については行政監査以外は受けられていませんでしたが、新会計基準への移行に伴って公認会計士の指導を受けた事を期に、今後は公認会計士からの監査を定期的に行われることが期待されます。

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a
客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	a
職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a
(6) 実習生の受入れ	
実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ・施設が目標とする養育・支援の質を確保する為の人員態勢は施設長の方針の下に男子棟、女子棟それぞれで児童指導員・保育士・臨床心理士・栄養士それぞれの専門職を配置するという明確な方針が立てられ、それぞれの職員が連携し組織として子ども達の生活の日常の日課に従って行う活動を基礎としたマニュアルが整備されています。
- ・客観的な基準に基づく人事考課は行われていませんが、職場で発生する子どもへの処遇や就業状況に関する様々な問題に対して職員が一人問題を抱え込んで悩むことがないように、常時2名の職員が子どもの処遇に当たると言う仕組みづくりが行われ、また随時施設長へ直接相談しその場その場で改善策を見出し解決することで、職員は無理なく経験を積み重ねていける仕組みが構築されています。しかし今後は客観的な基準に基づく考課基準の作成や定期的な人事考課の実施が行われ客観的な職員の質の向上や人事考課の透明性が保たれ、養育・支援の質の確保が図られることを期待します。
- ・施設長は職員の就業状況を把握する為に必要な時間外労働時間や有給休暇消化率等の管理業務を遂行し職員の働きやすい環境作りの整備に取り組まれています。また、職員処遇の面からの福利厚生センターへの加入はありませんが、レクレーション時の食事代の負担や年1回の健康診断の実施、職員専用のトレーニングルームを施設内に設置するなどと共に職員は提携スポーツ用品店で有利に商品を購入する特典を提供するなど、理念にある健康の増進を実践する取り組みをされています。
- ・実習生の受け入れは積極的に行われており、県内・県外問わず保育科・教育学部等を有する麻生カレッジ、尚綱短期大学、熊本学園大、Y M C A、湖東カレッジ等から年間40名程度を受け入れており、受け入れに当たっては当該学校との覚書を取り交わし実習内容全般を計画的に学べるプログラムを提供しています。
- ・人事管理の体制整備での改善が求められる点としては、施設の社会的役割を果たすべく求められる職員像を表明すると共に、職員の職務内容に依りて客観性・透明性・公平性が保たれる職務遂行能力を測る基準を明確にし、人事管理体制の中で定期的に人事考課が行われることが望ましいと考えられます。また、実習生の受け入れに関しては受け入れる意義・方針を明文化すると共に、受け入れマニュアルを整備し施設内に実習指導者を育成し独自の実習プログラムの整備と実習終了後の評価が行われることが期待されます。

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

・標準的な養育・支援の実施方法について子どもの生活日課とその留意点を平日と休日に分けて男子棟、女子棟、幼児、調理、事務室とで担当ごとに文書化され、職員に周知の上一定の水準で行われています。特に家庭崩壊、虐待などで措置された子どもへの対応として子ども達が失った無償の愛を再構築するという使命感や家庭で培うことの出来なかった人との接し方を身に付けてもらう為の支援を、職員全員で実践されていることが強く感じられます。

・今後はさらに 個別の対応において留意すべき配慮や、子どもの尊重、プライバシー保護についての記述がなされたマニュアルが作成され、新しい職員もベテランの職員も一定の水準を確保できる実践から検証・見直しの仕組みづくりがなされる事を期待します。

・施設運営や養育・支援の自己評価の仕組みは構築されていませんでしたが、現在でも子ども達と行う年間行事については計画(P)実施(D)検証(C)見直し(A)がなされていますので、今回の第三者評価の結果を元に施設として取り組み課題を明確にし、改善がなされ、今後より一層質の高い子ども達の養育・支援が提供できる施設に発展されることが期待されます。